

一方誠首者に對しては左の二通を配付したり。

四月八日附贈雇通知書に記載せる金額は四月十四日迄に遅滞なく各方面事務所に於て支拂せられたし、若し期日迄に受取らざる場合は銀行に供託するなど、相互に繁雜なる故爲念御通知申上候

貴廠の當所より散相成り候に付ては、四月十五日迄に相違なく貴廠借用の社宅を返還相成るべく候

右の二通特に長屋明け渡ししの請求が火急なりしことは社會の感情を古河鑛業に對して不利ならしめたり。即ち足尾に滞在せる協調會の町田囑託は「鑛業所が十一日に通告して十五日までに長屋を明け渡せと要請するが如き誠に驚き入りたる云分なり。如何に公平なる見地よりするも三百餘戸千五百の家族がかゝる短期間に他に移り住み得べき道理なし。是會社が弱者たる労働者を擲り殺しにするも同然にて斷じて人道上忍ぶべきに非ず」と稱し鑛業所庶務課長に對し警告を發せりと云ふが如き其一例なりき

又栃木縣當局は、町田氏の此公言にも與みせざりしが、會社がかゝる重大事を警察に一言の相談も爲さず決行せしことに非常なる不満を感じ、足尾署をして非公式に不満の意を會社に通せしめたりと云ふ

當日(十一日)坑口は早朝より混亂を呈したり。會社は下級社員僱飯場頭役等をして戸別に入坑を勸說せしめ、組合側は警備隊を派遣して裏切りを監視し、警察官は入坑を沮止するものを取締らんとし、混亂を呈したるが探鑛夫は本山、通洞共に入坑極めて僅少に過ぎず、遂に罷業状態を出現せり。此事ありて警察署は入坑者保護のため「就業を妨げられ迷惑する方は警察署又は巡查派出所に申出でらるべし」と書せる揭示を各所に貼紙したり。

▽誠首者鑛業所と接衝す

十一日の誠首者大會は、通洞金田座に午後一時より催さる。金田座は地方として相當の劇場なるが警察署は既に之を借り受け應接巡查の宿所となし、一旦事ある日は更に各地より集まるべき巡查の本據とせんと計畫せるため、座主は組合に之を貸與するを得ず。組合は直接に警察に交渉し無料にて使用し得たり。誠首者大會は先づ誠首取消を鑛業所に迫るべく、幹部石山寅吉を座長として代表委員選舉を行へる結果左の如く當選せり。

小瀧 布野利太郎、島野光太郎、室山孝次、倉林伊和喜、佐藤惣次郎、▽本山 高橋龜太郎、橋本健三、松澤近三、佐藤孝吉、▽通洞 島貫萬次郎(以下四名失名) ▽坑夫組合 佐竹秦造、小野勇
小林清松、伊田繁三郎、渡邊吉六(以上廿名)

右委員は鑛業所に向へる其留守中、誠首者は意見の發表を爲せるが、其内、土井せい子なる婦人發言を求め、五十餘圓の解雇手當及慰勞金にて親子五人が何所へも落ち行き難きを訴へ殊に會社が誠首